



中太閤山小学校 笹川 あお

基本計画

各論



第1章 元気な子どもを育むまちづくり

第1節 子ども・子育て支援の推進

【将来の姿】

家庭を持つことに夢や喜びを感じ、安心して子どもを産み育てられる環境が整い、次代を担う子どもたちが、心豊かで健やかに成長しています。

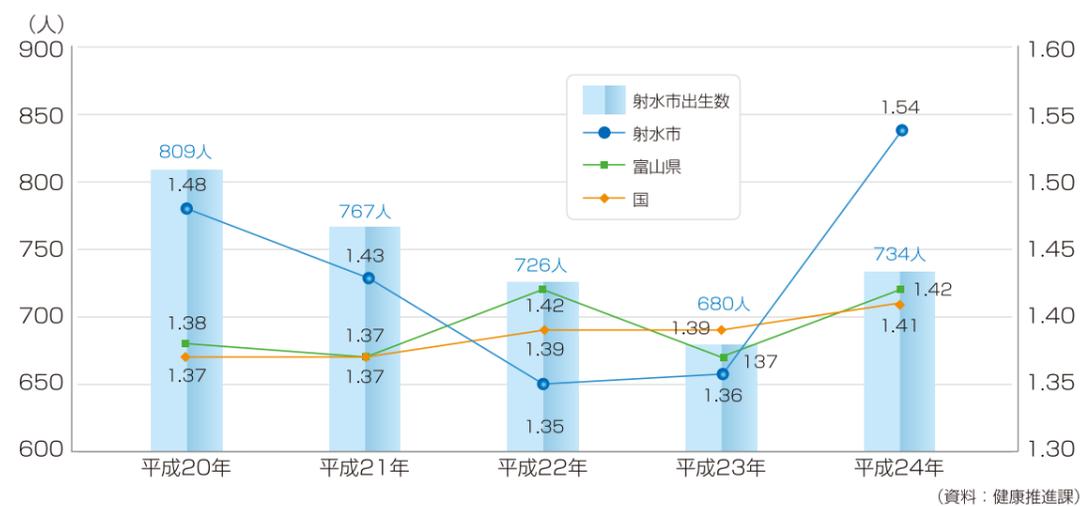
【現況と課題】

少子化の進展により、将来の労働力人口の減少や経済成長、現行の社会保障制度の維持への影響が懸念されています。

本市では、核家族化や共働き世帯の割合が高い状況にあります。また、発達障害¹の疑いのある子どもや、メンタル面の問題や育児不安を抱える保護者が増えています。さらには、ひとり親家庭は依然として経済的な不安を抱えています。

このような状況の中、安心して子どもを産み育てることができるよう、「子育てと仕事の両立支援の強化」、「発達障害の疑いのある子どもへの専門的な支援」、「産後ケア体制の充実」、「ひとり親家庭への各種支援施策の充実」など、市民ニーズを踏まえた効果的な子育て支援施策をさらに強化するとともに、社会全体で「子どもの最善の利益²」が実現される仕組みを構築していく必要があります。

市・県・国の合計特殊出生率の推移



- 1 発達障害**：病気ではなく、脳の動きになんらかの特異性があると考えられている。特に、コミュニケーション能力や対人関係をつくるのが苦手で誤解されることもあり、友達関係に問題が生じたり、困ったりすることが多い。
- 2 子どもの最善の利益**：発達段階の途中にある子どもは意思決定が難しい場合があることから、子どもの権利条約第3条では、子どもに関する措置や決定を行うときは子どもの最善の利益を考慮するものとしている。

訪問指導実施数の推移

(単位：回)

| 区分 | 母子保健 | | |
|--------|-------|-------|-------|
| | 妊産婦訪問 | 新生児訪問 | 乳幼児訪問 |
| 平成21年度 | 381 | 387 | 34 |
| 平成22年度 | 364 | 393 | 27 |
| 平成23年度 | 360 | 377 | 37 |
| 平成24年度 | 404 | 431 | 67 |
| 平成25年度 | 506 | 576 | 55 |

※平成25年度の新生児訪問には未熟児を含む

(資料：健康推進課)

発達障害の疑いを含む要観察児等の推移

| 区分 | 人数(人) | 率(%) |
|--------|-------|------|
| 平成21年度 | 127 | 15.2 |
| 平成22年度 | 131 | 15.5 |
| 平成23年度 | 117 | 13.7 |
| 平成24年度 | 128 | 15.4 |
| 平成25年度 | 115 | 14.3 |

(資料：健康推進課「3歳6か月児健診結果」)

【目指す方向】

市民、事業者、行政等が連携し、子育てをしている家庭を社会全体で支える仕組みづくりを始めとした、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を図るとともに、子どもの保護者、子ども・子育て支援に携わる人の意見を反映した各種子育て支援施策の実施を目指します。

【施策の内容】

第1 総合的な少子化対策の推進

子どもを安心して産み育てる社会を構築するため、若者の雇用、仕事と家庭の両立支援、健康の確保、教育環境の整備、居住環境の確保等総合的な少子化対策を推進します。

- 少子化対策の推進
 - 市民、事業者、行政等が連携した総合的な組織体制の強化
 - 少子化対策に関する施策の総合的な推進
 - 安心して子育てのできる家庭づくりへの支援
 - 仕事と子育ての両立支援
 - 子どもの健やかな成長と若者の自立への支援
 - 男女の健全な出会いの場の創出支援
- 少子化対策・子育て支援に対する情報提供の充実
- 少子化対策・子育て支援に対するニーズの把握の推進



第2 子ども・子育て支援の推進

地域のニーズ及び実態を踏まえ、保育園・幼稚園・認定こども園³での保育、教育を進めるとともに、地域の子ども・子育て支援事業の充実を推進します。

- 保育園・幼稚園・認定こども園運営の推進・促進
 - 保育の質の確保・向上



- 3 認定こども園**：就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設

- (2) 安全な施設整備の充実
- (3) 認定こども園の普及
- (4) 地域のニーズに応じた施設定員の確保
- 2 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
 - (1) 家庭、地域との連携
 - (2) 遊びを通じた生きる力の育成
 - (3) 絵本を活用した心の豊かさの育成
- 3 地域の子育て支援事業の充実

- (1) 子ども・子育て総合支援施設の整備
- (2) 子育て支援センター機能の充実
- (3) 子育て地域ネットワークの構築
 - ア 子育てサークルのネットワーク化の推進
 - イ 子育て支援ボランティアの育成・支援
- (4) 子育て・育児相談体制の充実
 - ア 子育て関連施設の連携による育児相談の充実
 - イ 関係機関による相談体制の充実
- (5) 子どもの安全な居場所の確保
 - ア 安全な公共施設の整備
 - イ 放課後児童クラブの推進
 - ウ 児童館及び児童室の運営
- (6) 子育ての様々なニーズに応じた支援の充実
 - ア ファミリーサポートセンター⁴の充実
 - イ 一時預かりサービスの充実
 - ウ 延長保育の充実
 - エ 病児・病後児保育の充実



第3 子どもに関する専門的な支援の充実

特別な支援が必要な子ども等が円滑に教育・保育等を利用できるよう環境を整備します。

- 1 児童虐待防止対策の充実
 - (1) 射水市要保護児童対策協議会等ネットワークの充実及び連携の強化
 - (2) 児童虐待防止のための啓発活動の推進
- 2 ひとり親家庭等への総合的な自立支援の推進
 - (1) 関係機関との連携による総合的な相談体制の充実
 - (2) 就業支援施策の推進
 - (3) 経済的支援の推進



大門小学校 恒枝 宏太郎



⁴ ファミリーサポートセンター：仕事と育児の両立支援と家庭での育児支援を目的に、子育ての手助けを必要とする依頼者（依頼会員）と、子育ての手助けを希望する援助者（協力会員）で構成される会員組織

第4 母と子の健康づくりの推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実を図り、母と子の健康づくりを推進します。

- 1 親になることへの自覚と母の健康づくり
 - (1) 妊娠届出時や相談を通じた母性意識の高揚
 - (2) 妊産婦の健康診査と事後指導の充実
 - (3) 妊娠、出産、育児に関する教育・相談の場の提供
 - (4) 父親の育児参加を進めるための体験型教室の充実
 - (5) 思春期における乳幼児とのふれあい体験の推進
- 2 乳幼児の健康と子育て支援の充実
 - (1) 疾病や発達の遅れを早期発見・早期支援できる体制づくり
 - ア 乳幼児健康診査等内容の充実
 - イ 健康診査事後フォロー体制の充実と関係機関との連携
 - ウ 未熟児等ハイリスク児への訪問等による早期支援
 - エ 発達障害の疑いのある子どもへの専門的支援体制の充実
 - (2) 育児相談・育児教室による子育て支援の強化
 - ア 母乳相談・離乳食実習等内容の充実
 - イ 子育ての仲間づくりの場の提供
 - ウ 母のストレス、心の健康問題への早期支援
 - (3) 「こころ」と「ことば」を育む支援
 - ア 絵本を通じた読み聞かせの推進
 - (4) 外国語版健康診査案内等による外国人への育児支援
 - (5) 母子保健推進員活動による地域での子育て支援
 - ア 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

第5 経済的支援の充実

安心して子どもを健やかに育てることができるよう子育てにかかる経済的負担の軽減を推進します。

- 1 医療費助成制度の充実
 - (1) 子ども医療費助成制度の充実
 - (2) 妊産婦医療費助成制度の充実
- 2 不妊治療助成制度の充実
 - (1) 不妊治療に係る経費の助成
- 3 子育てに係る手当制度の充実
 - (1) 児童手当制度の円滑な運用
- 4 保育料等の負担の軽減



第1章 元気な子どもを育むまちづくり

第2節 学校教育の充実

【将来の姿】

子どもたちが、夢や希望を持ちながら、楽しく充実した毎日を送れるよう、基礎学力の向上と個性を尊重した創造性豊かな教育が行われ、一人ひとりの自尊感情を高め、健やかな心と体を育みながら生きる力を身につけています。

【現況と課題】

急速に変化する社会情勢の中で、子どもたちの基礎学力や学習意欲、体力の低下が懸念されています。また、地域社会とのつながりの希薄化による社会への適応・判断能力の低下、いじめや問題行動等も大きな問題となっています。

このような状況の中、社会を生き抜く力を育てるため、自分や他人を大切にすることや一人ひとりの子どもに寄り添った教育を充実させることが、ますます重要になっています。また、家庭、地域、学校が連携して子どもたちの健やかな育ちや魅力ある学校づくりに取り組む必要があります。

また、国や県が示す教育振興基本計画⁵に基づき、本市でも実情に応じた教育振興基本計画を策定し、施策に取り組む必要があります。

いじめ・問題行動等の件数

■いじめ認知件数の推移 (単位: 件)

| 項目 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 市内小学校 | 35 | 52 | 36 | 45 |
| 市内中学校 | 35 | 46 | 29 | 28 |
| 合計 | 70 | 98 | 65 | 73 |

■不登校件数の推移 (単位: 件)

| 項目 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 市内小学校 | 14 | 22 | 28 | 32 |
| 市内中学校 | 68 | 54 | 54 | 89 |
| 合計 | 82 | 76 | 82 | 121 |

■暴力行為の発生件数の推移 (単位: 件)

| 項目 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 市内小学校 | 3 | 4 | 4 | 7 |
| 市内中学校 | 15 | 29 | 9 | 7 |
| 合計 | 18 | 33 | 13 | 14 |

(資料: 文部科学省「児童生徒による問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)



5 教育振興基本計画: 教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講じるべき施策等についての基本的な計画

子どもの体格・体力等の現状

■身長・基礎的運動能力の比較

| 区分 | 男子 | | 女子 | |
|--------------|-------|-------------|-------|-------------|
| | 親の世代 | 今の子どもたち | 親の世代 | 今の子どもたち |
| 身長 (cm) | 142.8 | 145.0(↑2.2) | 145.0 | 146.7(↑1.7) |
| 50 m 走 (秒) | 8.8 | 8.9(↓0.1) | 9.0 | 9.2(↓0.2) |
| ソフトボール投げ (m) | 34.8 | 29.7(↓5.1) | 20.8 | 17.5(↓3.3) |

※親の世代は昭和56年度の11歳、今の子どもたちは平成23年度の11歳

■週3日以上、運動やスポーツを実施する子どもの割合の比較

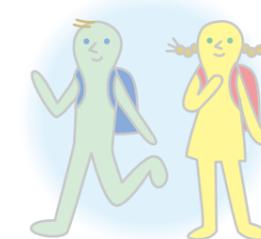
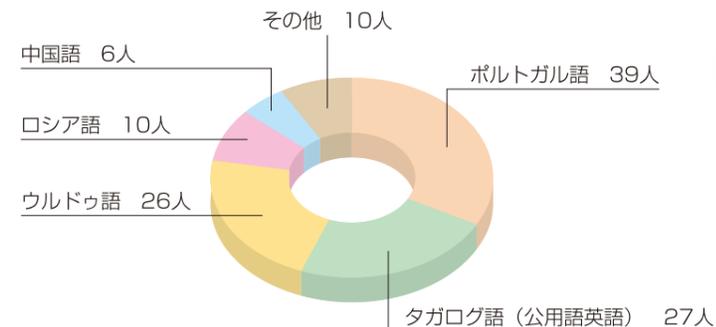
| 男子 | | 女子 | |
|------|------------|------|-------------|
| 親の世代 | 今の子どもたち | 親の世代 | 今の子どもたち |
| 63.2 | 62.6(↓0.6) | 56.1 | 37.1(↓19.0) |

※親の世代は昭和56年度の11歳、今の子どもたちは平成23年度の11歳

(資料: 文部科学省「平成23年度体力・運動能力調査」)

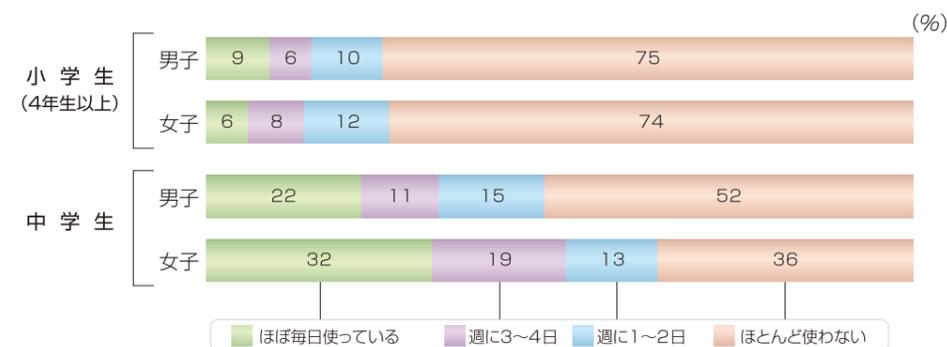
日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況 (平成26年5月1日現在)

【母国語別 (小・中学校計118人)】



(資料: 学校教育課)

パソコンやゲーム機等でメールやチャット、掲示板を使ったことがある児童・生徒の割合



(資料: 射水市PTA連絡協議会「パソコン・携帯電話に関するアンケート調査結果報告書(平成23年2月)」)

【目指す方向】

子どもたちの基礎学力の定着と自ら学ぶ意欲を高め、幼児期から自然環境や郷土の歴史・文化・芸術に触れる体験学習の機会を充実するとともに、心の悩みには早期に対応できる相談体制の充実を図ります。さらに、社会性・道徳性を身につけるとともに、スポーツに親しむ機会の拡充を図り、健やかな体と心を育む教育を推進します。

また、障害のある子どもや教育的支援が必要な子どもに対応したきめ細かな教育と、子どもたちの成長に合わせた継続的な教育を推進します。

【施策の内容】

第1 確かな学力の定着

基礎的・基本的な知識・技能の習得や探求的な学習を推進して、確かな学力の定着を図ります。

1 基礎学力の定着

(1) 基礎学力の把握

ア 全国学力状況調査の分析

イ 小学校単元確認問題・チャレンジテスト、中学校単元確認問題・チャレンジテストへの取組

(2) 基礎的・基本的な知識・技能の定着

(3) 学ぶ意欲を高める学習の充実

(4) 家庭との連携による望ましい学習習慣の確立

(5) チームティーチング⁶指導員の継続配置

2 問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成

(1) 活用する力の把握

ア 全国学力学習状況調査「主として『活用』に関する問題」の結果分析・考察

イ 小中教研学力調査の結果分析・考察

(2) 「学び合い」と「体験」を重視した指導

ア 言語活動の充実（話し合い活動、目的を明確にした書く活動）

イ 日常生活に生かすような学習課題の工夫

(3) 活用する力の向上

ア 活用力向上への取組（学力診断Bチャレンジ）

(4) 個に応じた学習の充実

3 少人数指導の推進による個に応じた指導の充実

(1) 35人を超える学級でのきめ細かな学習指導

(2) 少人数での課題別・習熟度別学習の推進



塚原小学校 佐藤 鈴哉



6 チームティーチング：複数の教員が協力して行う授業方式の一つ

4 総合的な学習の時間の充実

(1) 自ら課題をもって主体的に問題解決に取り組む探求的な学習の推進

5 学校図書館、読書活動の充実

(1) 学校図書館図書標準の達成と情報基地としての学校図書館機能の充実

(2) 公立図書館との連携

(3) 読書習慣の習得

ア 一斉読書活動の推進

イ 読み聞かせ等、読書への興味付けの推進

(4) 司書教諭⁷及び学校図書館職員の資質向上

6 外国人児童・生徒に対する教育支援体制の整備

(1) 母国語を理解する指導員の配置



第2 心身ともに健やかな子どもの育成

時代の変化に対応できるたくましい子どもを育成します。

1 たくましい子どもの育成

(1) よりよい人間関係の構築

ア 自然体験・生活体験、ボランティア活動の推進

イ 集団遊び、学年間・学校間交流の推進

ウ 人間関係構築のためのコミュニケーション能力の育成

(2) 一人ひとりの人格形成への支援

ア 個々の子どもの実態に応じた生徒指導、生活指導の充実

(3) 小1プロブレム⁸、中1ギャップ⁹への対応

ア 保育園、幼稚園、認定こども園からの円滑な接続

イ 小学校と中学校の連携

2 子どもの体力向上のための取組の推進

(1) 運動・スポーツ習慣の定着

ア 運動好きな子どもの育成と体力向上の取組の推進

(2) 児童・生徒の体力の実態把握

(3) 心身の健康に対する意識の高揚

3 問題行動等の対応

(1) いじめの未然防止

ア 子どもが安心して生活できる心の居場所となる学級づくり

イ いじめを見逃さない校内体制の充実



7 司書教諭：学校図書館の活用や読書指導などの専門的職務にあたる教員

8 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活になじめず、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態になり、学習や学級運営等に支障がある状況が続くこと。

9 中1ギャップ：中学校への入学後に、中学1年生が学習や生活の変化になじめず、不登校となったり、いじめ等が増えたりする現象

- ウ スクールカウンセラー¹⁰やスクールソーシャルワーカー¹¹等の専門家との連携
- エ 定期的なアンケート調査による実態把握
- オ 家庭、地域、学校の連携強化
- (2) 不登校児童生徒への対応
 - ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携
 - イ 適応指導教室¹²の充実
- (3) 問題行動等への対応
 - ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携
 - イ 警察や児童相談所等関係機関との連携
- (4) 相談体制の充実
 - ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
 - イ 子どもの成育に関する相談窓口の充実
- 4 道徳教育の推進
 - (1) 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - (2) 自然や社会の中で「いのち」とふれあう学習の充実
 - (3) 家庭・地域と連携した規範意識の育成
 - (4) いのちの大切さや思いやりの心を育む教育の推進
- 5 部活動の充実
 - (1) 学校間の連携による複数校合同の部活動の推進
 - (2) 市内中学校の部活動交流の実施
 - (3) 地域の人材活用による中学校部活動の推進
- 6 学校における食育の推進
 - (1) 食習慣の指導の推進
 - ア 学校栄養教諭等による食習慣の指導の推進
 - イ 食品の安全性に対する学習の推進
 - (2) 学校給食の充実
 - ア 安全な給食の提供
 - イ 学校給食での地場産物の活用
 - ウ 食文化の学習の推進
 - エ 食物アレルギーへの対応



太閤山小学校 佐伯 武終



- 10** **スクールカウンセラー**：いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言をするなどの心のケアを行うため、学校に配置される臨床心理に関する専門的な知識・経験を持つ人（臨床心理士等）
- 11** **スクールソーシャルワーカー**：カウンセラーが相談者の心のケアを中心に行うのに対し、家庭環境や友人関係等の面から問題を分析し、家庭や行政、福祉関係施設などの外部機関と連携しながら解決につなげる活動を行う専門家
- 12** **適応指導教室**：不登校児童・生徒の集団生活への適応等のための相談・指導を行い、本人の社会的自立を支援する教室

第3 特別支援教育の充実

障がいのある子どもがいきいきとして学校生活を送れる環境整備を推進します。

- 1 個々の教育的ニーズに応じた教育の推進
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 教員の専門性の向上
 - (3) 支援員の継続配置
 - (4) 地域、ボランティア等による支援
 - (5) 障害に関する理解の啓発

第4 郷土愛を育む教育の推進

射水市の子どもとしての意識をもてるようにするため、地域に学び地域に関わることによる郷土愛を育む教育を推進します。

- 1 地域素材・施設・人材を生かしたふるさと学習の充実
 - (1) 地域に根ざした総合的な学習の推進
 - (2) 射水市の郷土教材の開発
 - (3) 射水市に関する副教材の作成
 - (4) 文化施設と連携、活用する教育の推進
 - (5) 市外・県外の学校との交流の推進
- 2 「社会に学ぶ14歳の挑戦¹³」活動の充実
 - (1) 就業体験活動の充実
 - ア 事業所等の協力体制の充実
 - イ 学校、保護者、事業所等の連携
- 3 郷土の伝統的芸能・芸術への理解
 - (1) 獅子舞・曳山等、地域の伝統的行事への参加の促進
 - (2) 地域の指導者からの伝統的行事の指導
- 4 人づくり環境の形成
 - (1) 郷土の自然・歴史・文化等を学び親しむ機会の拡充
 - (2) ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の推進
- 5 環境教育の推進
 - (1) 地域の産業等と関連付けた環境教育の推進
 - (2) 家庭、地域、関係機関と連携した地球温暖化問題の理解の推進



第5 安全教育の推進

防災教育の充実及び児童・生徒の危険回避能力を向上させる安全教育を推進するとともに、学校安全のための環境づくりに取り組みます。



- 13** **社会に学ぶ14歳の挑戦**：中学2年生が学校を離れ、地域の人々の指導・援助を受けながら、職場体験活動やボランティア活動等に取り組む事業

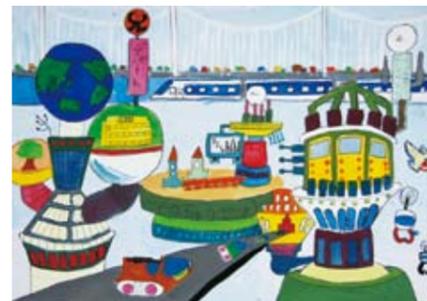
- 1 防災教育の充実
 - (1) 緊急地震速報受信システム等を活用した実践的な防災訓練の推進
 - (2) 防災教育に関する指導内容の整理や指導時間の確保
- 2 安全な教育環境の整備
 - (1) 安全体制の整備
 - ア 学校安全計画及び危険等発生時対処マニュアル等の点検及び改善
 - イ 学校安全パトロール体制の充実
 - ウ 学校、家庭、地域、関係機関との連携
 - エ 学校への不審者の侵入防止対策の推進
 - (2) 安全教育の推進
 - ア 地域安全マップの整備・活用
 - イ 防犯教室等での安全教育の推進
 - (3) 通学路の交通安全の確保に関する取組の推進
 - (4) スクールバスの安全運行の確保
 - ア 民間活力の導入による安全な運行管理の確保



第6 グローバル人材育成のための基盤づくり

高度情報化社会、国際社会に対応できる人材の育成を図ります。

- 1 情報教育の推進とインターネットモラル¹⁴の浸透
 - (1) 学校での情報教育の推進
 - ア 情報活用能力の育成
 - イ 新聞等の情報を活用した学習の推進
 - ウ インターネットモラルの学習と指導
 - エ ICT（情報通信技術）を活用した学習の推進
 - 2 英語教育の推進
 - (1) 小学校での英語教育の推進
 - ア 教員の指導力・英語力の向上
 - イ 英語教育の教材整備
 - ウ 英語学習への意欲向上の取組
 - (2) ALT（外国語指導助手）による英語指導の充実



大島小学校 鳥山 快莉

第7 信頼される教育の推進

地域とともにある、ひらかれた学校づくりのために、地域や保護者の声を取り入れ、教職員の資質向上を図ります。



¹⁴ インターネットモラル：インターネットを利用する際のルールや社会的規範

- 1 学校評価の充実と学校運営の改善
 - (1) 地域とともにある、ひらかれた学校づくり
 - ア 学校の自己評価、外部評価等の実施及び公表
 - イ 学校評議員制度¹⁵の拡充
 - ウ 地域人材の活用
 - エ 学校ボランティア制度¹⁶の充実
 - オ 学校の取組を周知・PR
 - 2 自己申告・自己評価による教員評価の実施
 - (1) 自己評価への数値目標の設定と点検
 - 3 資質向上のための研修の実施
 - (1) 今日的な教育課題に応じた指導力の向上を図る教員研修の充実
 - (2) 教員のライフステージに応じた教員研修の充実



¹⁵ 学校評議員制度：学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るため、地域住民が学校運営に参画する制度

¹⁶ 学校ボランティア制度：地域にひらかれた特色ある学校づくりを推進するため、地域の人材を学校支援ボランティアとして活用する制度

第1章 元気な子どもを育むまちづくり

第3節 教育施設の充実

【将来の姿】

安全・安心が確保された学校施設において、多様なニーズに対応した教育環境が整えられ、将来を担う子どもたちがいきいきと学習に取り組み、また、学校施設は、地域住民の防災の拠点施設として活用され、地域に根ざした学校づくりがなされています。

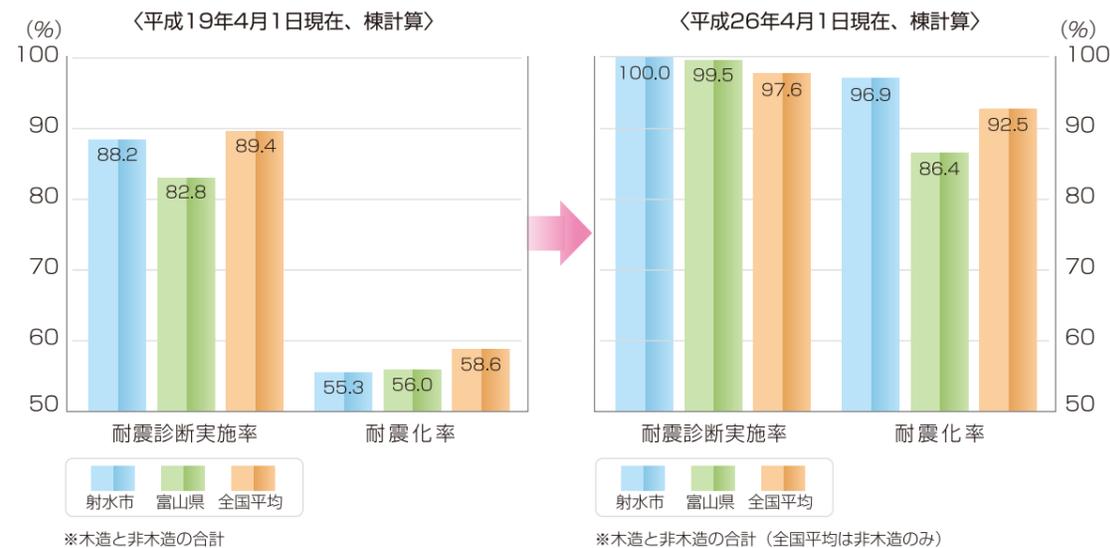
【現況と課題】

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場となる教育環境として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難所としての役割を果たすものです。

このことから本市では、小中学校の耐震化を進めてきました。また、老朽化が進む学校施設については、安全・安心の確保、教育環境の向上のためにも計画的に改修する必要があります。なお、今後、児童・生徒数が減少することを見据え、学校の適正配置についても検討していく必要があります。



学校施設の耐震化状況



【目指す方向】

教育環境をよりよくするとともに、安全・安心な学校となるように耐震対策や老朽化対策を進め、地域に根ざした学校づくりを目指します。

【施策の内容】

第1 学校施設の整備推進

安全・安心な学校づくりのため、防災力の強化や学校施設の改築を計画的に推進するとともに、環境にも配慮した施設・設備の整備を図ります。

- 1 学校施設の耐震性の確保と防災機能の充実
 - (1) 非構造部材¹⁷の耐震対策を含む耐震性の確保
 - (2) 防災設備の充実
- 2 学校施設・設備の計画的な整備・充実
 - (1) 学校老朽化施設の大規模改造・増改築
 - ア 緊急度を踏まえ、年次計画に基づき整備
 - (2) 普通教室のエアコン設備の整備
 - (3) 障害のある子どもに配慮した学校施設等の整備
 - (4) 学校の情報機器の整備
 - (5) 児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討
- 3 環境にやさしい学校施設の整備
 - (1) エコスクール¹⁸整備の推進
 - ア 省エネルギーの推進及び新エネルギーの活用
 - イ 自然との共生及び資源リサイクルの推進



¹⁷ 非構造部材：柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具など

¹⁸ エコスクール：太陽光発電設備の設置や校内の緑化等、環境負荷の低減に対応した学校施設

第1章 元気な子どもを育むまちづくり

第4節 家庭教育・地域における教育の充実

【将来の姿】

子どもの教育について、家庭・地域・学校が互いに連携し、それぞれの役割を果たすことで、心身ともに健康で社会性や高い規範意識を備えた子どもたちが育まれています。

【現況と課題】

核家族化、少子化傾向の強まり、高い共働き率、そしてICTの目覚ましい発展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく様変わりしており、子育てに不安を感じている家庭が増えています。特に、子どもたちが同世代の友達や地域の大人とふれあう機会が減少し、また、インターネットを介したSNS¹⁹の浸透などにより人と人との直接的なふれあいが少なくなるなど、人間関係の希薄化が進行しています。さらには、両親の共働きなどの家庭事情により、朝食を欠食する子どもや孤食²⁰など、食育に関する問題も顕在化しており、家庭や地域における教育力の低下や難しさが懸念されています。

このような状況の中、親や祖父母に対する相談体制の充実や家庭における食育の実践などを通じ、家庭における教育力の向上を促進する必要があります。また、子どもと地域社会との交流を促進する「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業や地域ボランティア等を通じ、子どもに対し、大人が正面から向き合い、手と手を携え、学び合い、地域の教育力を集結する必要があります。

家庭教育に関する講座・学習会等の開催状況（平成25年度開催分）

| 講座名 | 講座数 | 参加者数 | 対象 |
|---------------------|-----|--------|-------------|
| 就学時健診を利用した子育て講座 | 15 | 873人 | 就学する子どもを持つ親 |
| 家庭教育支援講座 | 1 | 53人 | 子育て中の親等 |
| 家庭教育アドバイザースキルアップ研修会 | 3 | 45人 | 家庭教育アドバイザー |
| 「親学び」講座 | 8 | 1,311人 | 各小・中学校PTA |
| 計 | 27 | 2,282人 | |

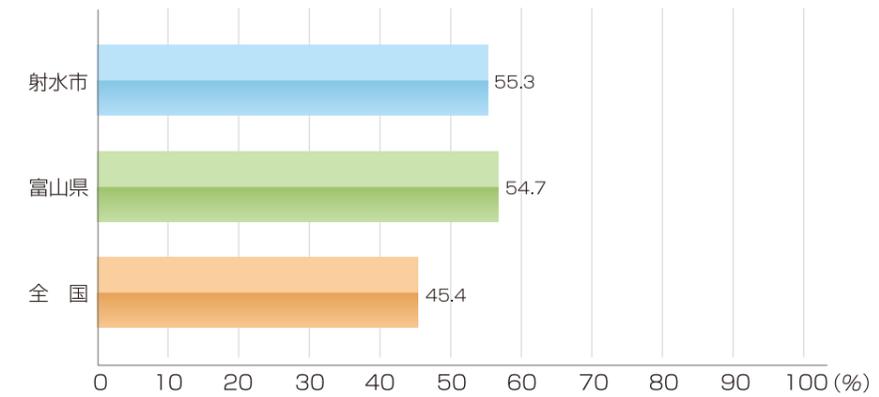
（資料：生涯学習・スポーツ課）



¹⁹ SNS (Social Network Service)：インターネットを通じて人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービス

²⁰ 孤食：食育上の問題として、家庭において1人で食事をとること。

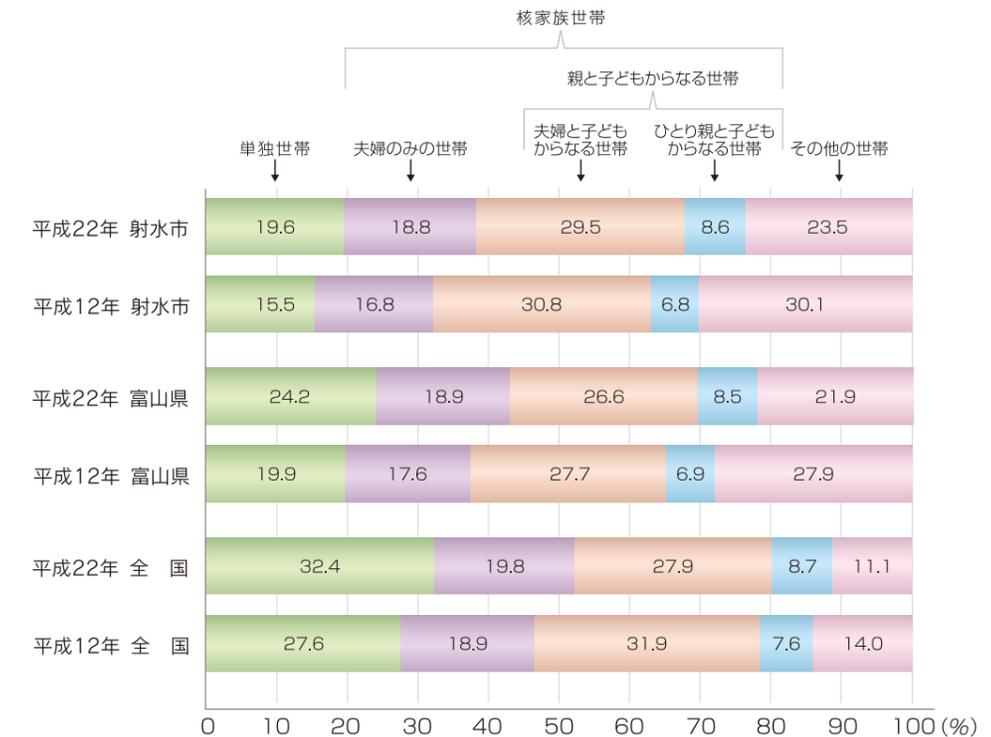
共働き率



※ 共働き率…夫、妻ともに就業世帯数 / 夫婦のいる一般世帯数(射水市の「夫婦のいる一般世帯数」には、「労働力状態不詳」を含んでいる。)

(資料：平成22年国勢調査)

一般世帯の家族類型割合



(資料：平成22年国勢調査)

【目指す方向】

家庭・地域・学校の連携協力を積極的に推進するとともに、それぞれの役割を着実に実践し、家庭教育力の向上や地域における教育力の充実など、未来を担う子どもたちを地域社会全体で支え育てていく環境の整備を進めます。

【施策の内容】

第1 家庭における教育の充実

家庭は、規則正しい生活習慣や社会規範を身につけるための最も身近な教育の場であることから、家庭教育の重要性を啓発するとともに、インターネットの普及など、子どものライフスタイルの変化に対応し、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。

1 家庭教育の支援拡充

- (1) 家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実
- (2) 家庭教育アドバイザー²¹の支援・育成
- (3) PTA活動への支援の充実

第2 家庭における食育の促進

子どもの健全な成長には正しい食生活が必要不可欠なことから、望ましい食習慣や食品の安全性についての学習など、学校と家庭が連携した食育を推進します。

1 家庭での食習慣の指導の促進

- (1) 学校栄養教諭等による保護者への指導の推進

2 食品の安全性に対する学習の促進

- (1) 家庭での学習教材の作成・配布



第3 地域における教育の充実

地域振興会、地元企業、PTAなどの地域社会全体が教育機能としての役割を果たすために、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進します。

1 地域ネットワークの活用

- (1) 地域人材を活用した放課後子ども教室²²の推進
- (2) 地域振興会のネットワークを活用するとともに、PTAなどの社会教育団体と行政が連携した体制の充実
- (3) 地元企業への体験学習である「社会に学ぶ14歳の挑戦」事業の推進

2 青少年の健全育成の推進

- (1) ボーイスカウトやガールスカウト等の青少年団体の支援・育成
- (2) 地域振興会を中心とした健全育成活動の充実
- (3) 少年育成センターを拠点とした非行防止活動及び有害環境浄化活動の推進
- (4) 青少年の健全育成に関する市民の意識啓発の推進



下村小学校 真野 凛乙菜



放生津小学校 大森 野乃子



²¹ 家庭教育アドバイザー：教育学や心理学、医学等の様々な分野における経験から家庭教育に深く携わっている人や、家庭教育アドバイザー養成講座を修了した人

²² 放課後子ども教室：放課後等における子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、地域の参画を得ながら様々な体験・交流活動を行う事業

第2章 みんなが学び 豊かな心を育むまちづくり

第1節 生涯学習活動の推進

【将来の姿】

市民誰もが個々のライフスタイルに応じて楽しく学び、また、学んだことを地域の中で喜びを感じながら生かすことにより、いきいきと輝きながら暮らしています。

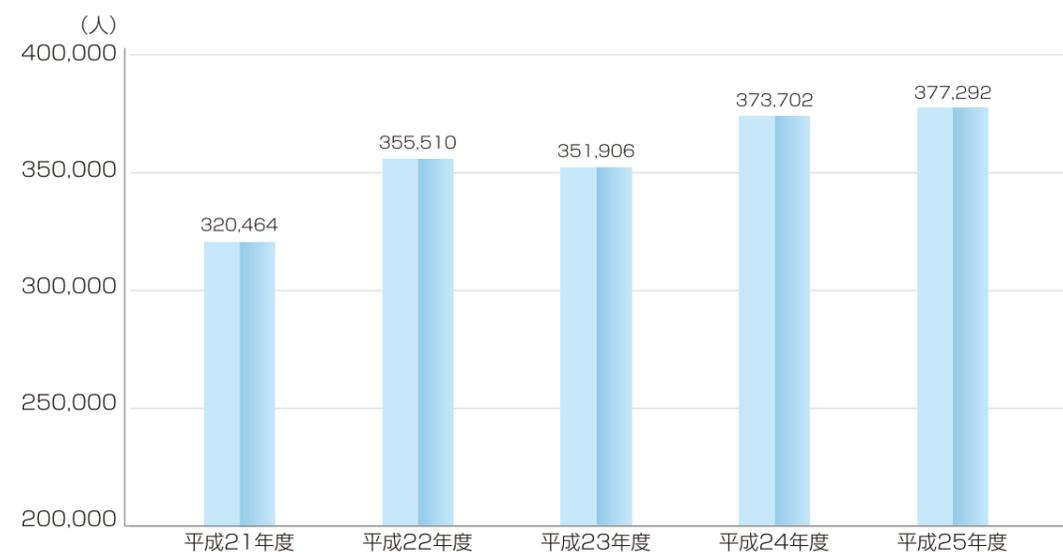
【現況と課題】

本市では、近年、市民の学習ニーズが多様化・高度化しているとともに、民間等による学習機会の提供の増加、市民の自主的な学習活動への意欲の高まりなどから、生涯学習活動への参加者が増加傾向にあります。

このような状況の中、多様で高度な市民の学習ニーズに的確に対応するため、十分な学習情報の提供や主体的な学習活動を促進するとともに、学習を支える生涯学習関連施設の再編・多機能化を推進し、また、既存施設の有効活用などにより、利便性の向上を図る必要があります。



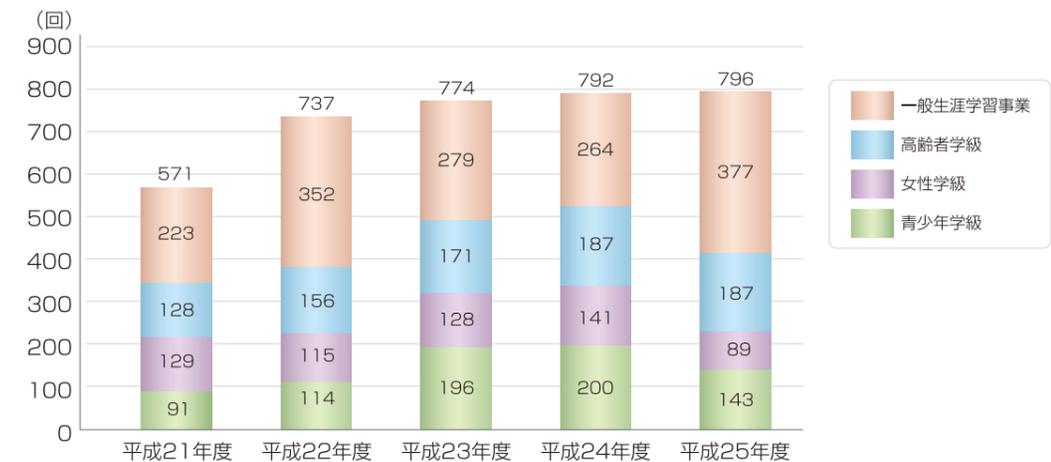
コミュニティセンター・公民館の利用状況



(資料：生涯学習・スポーツ課)

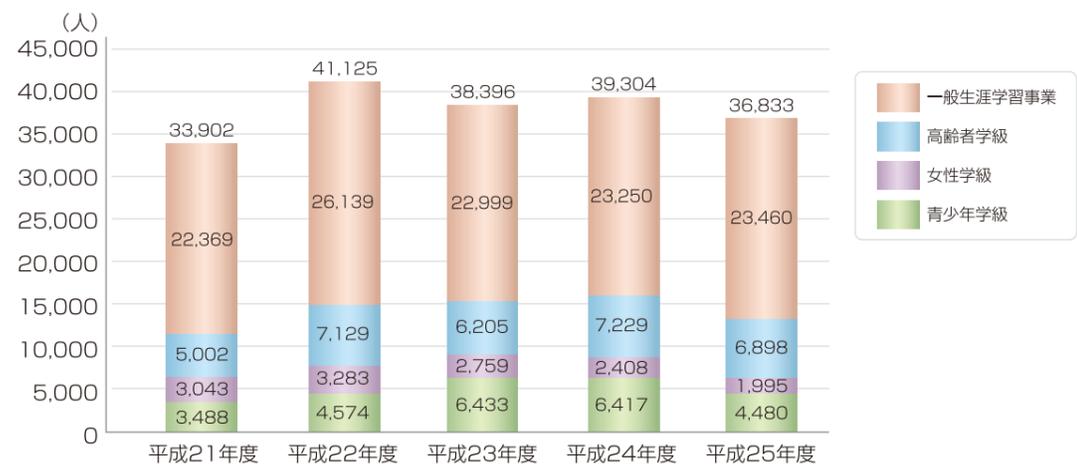
事業・学級関係 (27地区コミュニティセンターのみ)

■生涯学習事業の実施回数



(資料：生涯学習・スポーツ課)

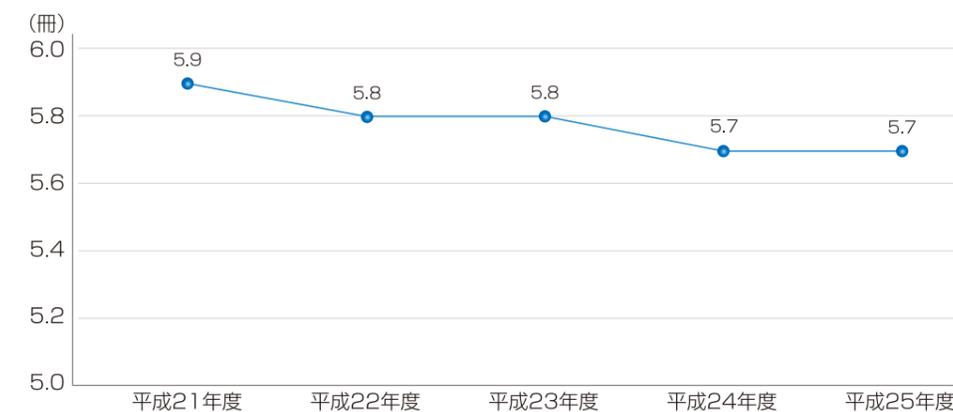
■生涯学習事業の延べ参加人数



※一般生涯学習事業とは、対象年齢・性別を設けない事業をいう。

(資料：生涯学習・スポーツ課)

年間1人当たり貸出図書冊数



(資料：中央図書館)

【目指す方向】

すべての市民が楽しく活動的に過ごせるよう、本市の豊かな自然や歴史・文化等の地域資源を活かした魅力ある学習機会の提供、学習成果の発表の場の提供、教育関係機関や企業と連携した講座の充実等、多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を強化するとともに、地域の学習ニーズに的確に対応できる拠点施設の整備を推進し、そこで得られた学習成果が地域課題の解決に活かせるよう「学ぶ」、「活かす」、「繋ぐ」視点で、“学び”が循環する生涯学習を推進します。

【施策の内容】

第1 生涯学習推進体制の充実

地域資源を活かした魅力ある学習機会の提供や学習成果の発表の場の提供等、生きがいを持って心豊かに過ごすことができる多彩で自主的な生涯学習活動の支援体制を推進します。

1 地域の学習活動の促進

(1) 学習機会の充実

- ア 地域の特色に応じた生涯学習の促進、活動支援の推進
- イ 多彩な学習ニーズに対応した学習機会の提供
- ウ 社会教育団体や学習グループの支援・育成
- エ 教養・趣味活動への支援

(2) 情報の提供

- ア 生涯学習の普及・奨励等に関する広報活動の充実

2 地域の学習を充実させる人材の育成

- (1) 生涯学習推進委員の研修機会の充実
- (2) 指導者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充
- (3) 地域人材の発掘・確保

3 地域間の交流の推進

- (1) 生涯学習推進協議会の充実強化
- (2) 富山県公民館連合会との連携強化
- (3) 生涯学習フェスティバル等、発表の場の提供

4 学習体制の連携推進

- (1) 市民協働の視点に立った生涯学習の推進
 - ア 地域振興会や社会教育団体等との連携強化
 - イ コミュニティセンター²³、青少年・女性教育施設等で活動している団体・グループの横断的な連携の推進
- (2) 教育関係機関、企業、各種団体との連携の推進
 - ア 学校・大学等の教育関係機関や企業との連携強化



大島小学校 伏間 未希子

第2 生涯学習関連施設の充実

地域の生涯学習の拠点施設であるコミュニティセンター等、生涯学習関連施設の充実を図ります。

1 コミュニティセンターの利用促進

- (1) 「生涯学習の場」、「地域づくりの場」、「市民交流の場」であるコミュニティセンターのより効果的・効率的な運営と利用の促進
- (2) 施設が持つ情報・人材等の学習資源を相互に活用できる施設間のネットワークづくりの推進

2 中央公民館の利用促進

- (1) 生涯学習の拠点施設としてのより効果的・効率的な運営と利用の推進

3 青少年・女性教育施設の機能の充実

- (1) 利用者目線に立った施設運営の推進
- (2) 社会情勢に即した施設整備

4 図書館機能の充実

- (1) 地域の実情に即した施設整備
- (2) 市民ニーズに沿った情報提供機能の拡充
- (3) 読書活動の推進や図書館ボランティアの支援・育成



²³ コミュニティセンター：公民館における従来までの生涯学習施設としての機能だけでなく、地域づくり活動、地域住民の交流活動を行うための場として設置されている施設

第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

第2節 芸術・文化の継承と創造

【将来の姿】

多くの市民が芸術文化を愛好し、活発な創作活動が行われることにより、豊かな心を育むとともに新しい文化の創造と発信が図られています。

また、地域で受け継がれてきた祭りなどの伝統行事の継承や文化財の保存・活用を通じたまちづくりが地域一体となって進められ、地域で育まれた文化が次世代に引き継がれています。

【現況と課題】

芸術文化は、市民が真にゆとりと潤いが実感できる心豊かな生活を実現していく上で欠くことのできない市民全体の社会的財産です。

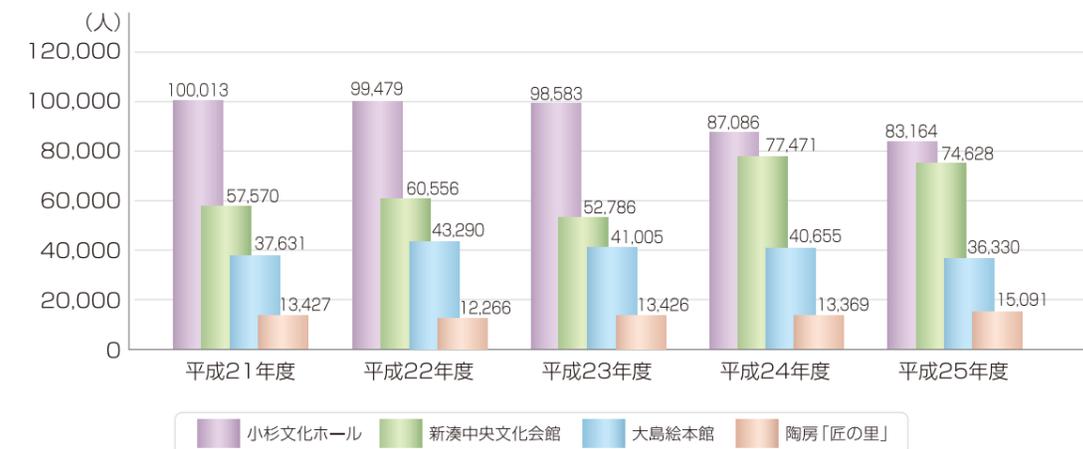
本市には、新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大島絵本館、陶房「匠の里」等の多くの芸術文化施設があり、それぞれの施設では特徴を生かした作品展示や創作活動が行われています。

引き続き、それらの施設を芸術文化活動の拠点として十分に活用し、市民が自由に活発な芸術活動と優れた作品を鑑賞できる環境づくりを推進する必要があります。

また、本市には豊かな歴史の中で生まれ、守り、受け継がれてきた多くの伝統行事や有形・無形の文化財があります。これらを再認識し後世に継承していくため、新湊博物館をはじめとした既存施設の展示機能の強化や文化関係施設の利便性の向上等により、地域の歴史及び文化財の保存及び活用普及を推進する必要があります。

さらには、地域活性化のため、竹内源造記念館や小杉展示館等などの文化財建造物を情報発信の場として活用したまちづくりに取り組んでいく必要があります。

各種文化施設の利用状況



(資料：生涯学習・スポーツ課)

文化財の指定状況 (平成26年4月1日現在)

| 区別 | 種別 | 国指定 | 国登録 | 県 | 市 | 合計 | |
|---------|---------|-----------|-----|----|-----|-----|----|
| 有形文化財 | 建造物 | | | | 7 | 7 | |
| | 美術工芸品 | 絵画 | | | 2 | 4 | 6 |
| | | 彫刻 | | | 5 | 27 | 32 |
| | | 工芸品 | | | 2 | 7 | 9 |
| | | 書籍・典籍・古文書 | | | | 18 | 18 |
| 歴史資料 | 1 | | 1 | 1 | 3 | | |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | | | | 11 | 11 | |
| | 無形民俗文化財 | 1 | | 4 | 5 | 10 | |
| 記念物 | 史跡 | 2 | | 4 | 20 | 26 | |
| | 名称 | | | | 3 | 3 | |
| | 天然記念物 | | | 5 | 5 | 10 | |
| 登録有形文化財 | | | 5 | | | 5 | |
| 合計 | | 4 | 5 | 23 | 108 | 140 | |

(資料：生涯学習・スポーツ課)

【目指す方向】

市民がゆとりや心の潤いを実感できるよう、幼少期から幅広く芸術文化に親しみ、主体的に参加できる環境づくりを進めるとともに、新しい文化を創造し、次代を担う芸術文化を牽引する人材の育成を図ります。

また、個性豊かな地域文化を創造するため、地域に根ざし、受け継がれてきた伝統行事・文化財の調査・研究、保存・継承・活用により、新たなまちづくりや市民の郷土への愛着と誇りを育む気運の醸成を図ります。

【施策の内容】

第1 芸術文化活動の推進

市民が主体となった芸術文化活動を推進するとともに、担い手となる指導者や芸術家の育成を図ります。

- 1 音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験の機会の充実
- 2 芸術文化活動の指導者や芸術家の育成・活用と活動の場の提供
- 3 芸術文化団体の育成、支援及び活性化
- 4 自主事業や企画展の開催

第2 芸術文化施設の充実

それぞれの芸術文化施設の特徴を生かした活動を推進するとともに、地域のまちづくりや活性化を図ります。

- 1 芸術文化施設における活動の推進、設備の充実
 - (1) 既存施設の有効活用による所蔵品や資料の収集、常設展示の充実
 - (2) 県内外の芸術文化施設との連携強化、ネットワーク化による展示機能の充実

第3 文化財の保存と活用

指定文化財をはじめとする文化的財産の調査・保存を進めるとともに、市民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

1 文化財の調査、保存、活用の推進

- (1) 歴史的建造物、伝統行事、埋蔵文化財等の各種文化財の調査・研究、保存
- (2) 新湊博物館での展示や地域に残る文化財の公開、市内外への情報発信などによる文化財の積極的な活用
- (3) 市民の郷土への愛着と誇りを育む環境づくり
- (4) 歴史的建造物等を生かしたまちづくり・地域の活性化
- (5) 市所蔵品情報のデータベース化

2 文化・歴史資料の収蔵機能の整備

- (1) 既存施設を活用した収蔵場所の確保と施設の集約による一元管理
- (2) 収蔵施設等の整備・改修



第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり

第3節 スポーツ・レクリエーションの推進

【将来の姿】

幼児から高齢者まで障害の有無を問わず、市民一人ひとりがライフステージに応じてスポーツ活動に参画しています。

また、地域スポーツの中で育まれた選手が指導者となり、ジュニア層の育成等により競技力が向上し、全国的に活躍する選手や地域のスポーツ活動を支える人材が育っています。

【現況と課題】

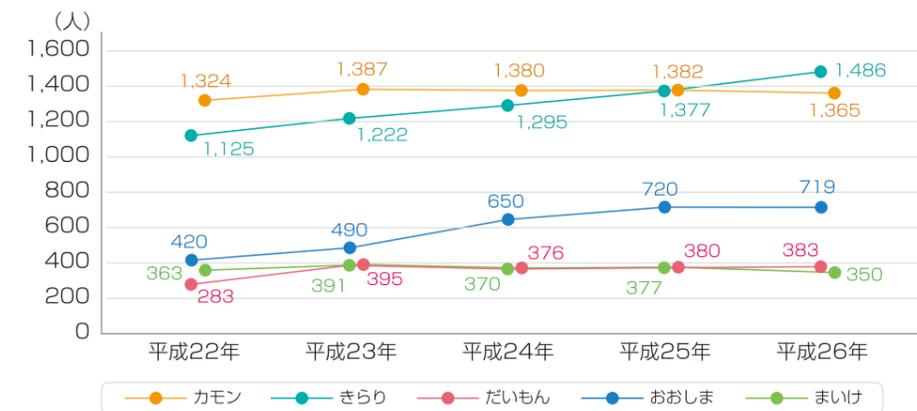
本市では、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ「市民1人1スポーツ」の実現を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成等、スポーツ・レクリエーションの振興を図ってきました。

国において、スポーツ界の連携・協働を推進する「スポーツ基本計画²⁴」が制定され、本市においても、スポーツに対する新たな指針に基づき、市民がこれまで以上に気軽にスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの連携・拡充のみならず、夢や感動を与えるトップアスリートの育成強化や、スポーツを支える人材の育成と活用を推進する必要があります。

また、スポーツ・レクリエーション活動の基盤となる施設については、その再編と利便性を考慮した多機能化及び有効活用のほか、安全・安心で効率的な管理・運営を図る必要があります。

総合型地域スポーツクラブ会員数の推移（各年3月31日現在）

| 総合型SC | 設立年月日 | 主な活動拠点 |
|-----------------------|----------|----------------------|
| NPO法人 新湊カモンスポーツクラブ | H16.3.6 | 新湊アイシン軽金属スポーツセンター |
| NPO法人 こすぎ総合スポーツクラブきらり | H16.3.30 | 小杉体育館・アルビス小杉総合体育センター |
| NPO法人 だいもんスポーツクラブ | H17.3.6 | 大門総合体育館 |
| NPO法人 おおしまスポーツクラブ | H18.2.19 | ヨシダ大島体育館 |
| NPO法人 しもむらスポーツクラブまいけ | H18.2.26 | 下村体育館 |

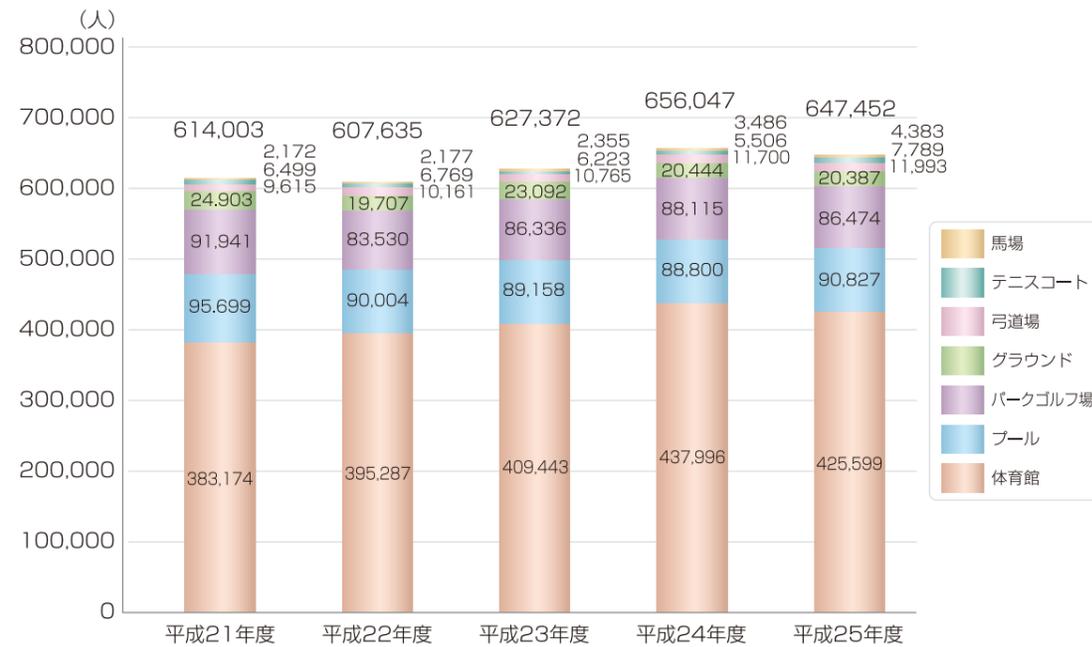


（資料：生涯学習・スポーツ課）



²⁴ スポーツ基本計画：平成24年3月にスポーツ基本法の理念に基づき策定されたスポーツ推進施策の具体的な計画

射水市主要スポーツ施設(指定管理施設)利用者一覧



(資料：生涯学習・スポーツ課)

【目指す方向】

「射水市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツや健康づくりへの関心をより一層高め、市民が積極的にスポーツに参加できるよう、家庭や地域住民への情報提供の充実や普及啓発を図るとともに、スポーツを「する・みる・支える」人々がそれぞれ交流・連携・協働することにより地域スポーツの推進、競技力の向上、学校体育等の充実など、スポーツ界の好循環を形成し、スポーツ文化の活性化を推進します。また、スポーツ施設の整備を図ることにより安全・安心なスポーツライフの実現を目指します。

【施策の内容】

第1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術に応じて、いつでも、どこでも、誰とでもスポーツに取り組むことができるよう、各種スポーツ団体と連携し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

- 1 スポーツに親しむことができる環境の整備と充実
 - (1) 総合型地域スポーツクラブ²⁵等の体制並びに連携強化



²⁵ 総合型地域スポーツクラブ：住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるスポーツクラブで、世代を超え、様々なスポーツにそれぞれの志向・レベルに合わせて参加することができ、地域住民が主体となり運営している。

- (2) 競技協会、地区体育協会及びスポーツ少年団等社会体育団体の育成
- (3) 市民体育大会を始めとした各種スポーツ大会の開催及び支援
- (4) 姉妹都市等とのスポーツ交流の推進
- (5) 障がい者のスポーツ機会の充実
- (6) プロスポーツ等「観るスポーツ」の機会づくりの推進
- (8) スポーツ・レクリエーション施設の機能と学校体育施設開放事業の充実

2 全国の舞台で活躍できる選手の育成と強化

- (1) 各競技協会等への選手強化育成支援
- (2) 選手の競技力向上の動機付けとなるような大会等の開催
- (3) 高い技術にふれられる機会の提供

3 スポーツを支える人材の育成と活用

- (1) 地域スポーツを支える指導者の育成と活用の推進
- (2) スポーツボランティア²⁶の養成と活用
- (3) スポーツ活動顕彰の充実

第2 スポーツ・レクリエーション施設の整備

市民一人ひとりがスポーツ活動を楽しめるよう、多様なニーズに応えるとともに、ライフサイクルコストを考慮し、地域の実情に即した施設の整備を推進することにより、身近で安全にスポーツ・レクリエーション施設を利用できる環境づくりを推進します。

- 1 地域の実情に即した施設整備
- 2 既存施設の有効活用
- 3 障がい者にも配慮した施設整備
- 4 公式競技施設の調査研究



²⁶ スポーツボランティア：地域におけるスポーツクラブやスポーツ団体において、ボランティアで運営や指導活動を日常的に支えたり、スポーツイベントや競技大会等の運営を支えたりする人

第3章 みんなが思いやりあるまちづくり

第1節 男女共同参画の推進

【将来の姿】

男女が、家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮して、喜びと責任を分かち合いながら、いきいきと暮らしている社会が形成されています。

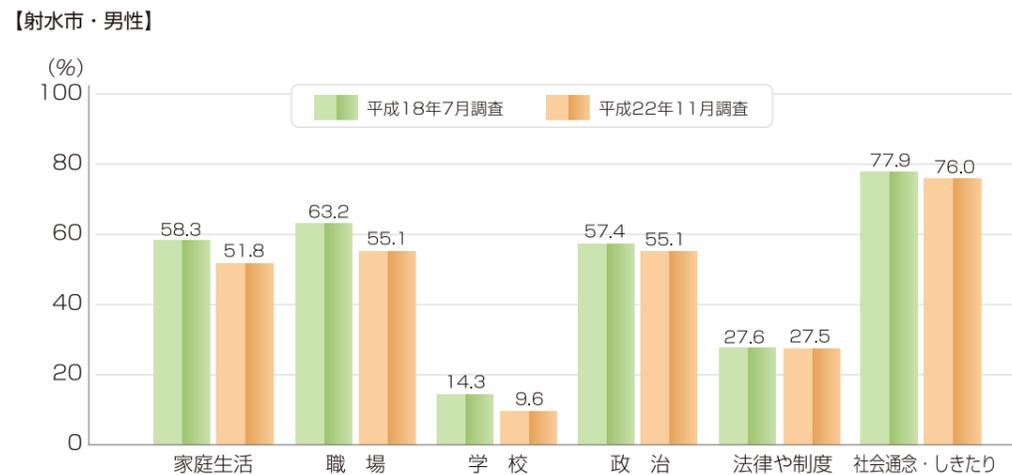
【現況と課題】

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

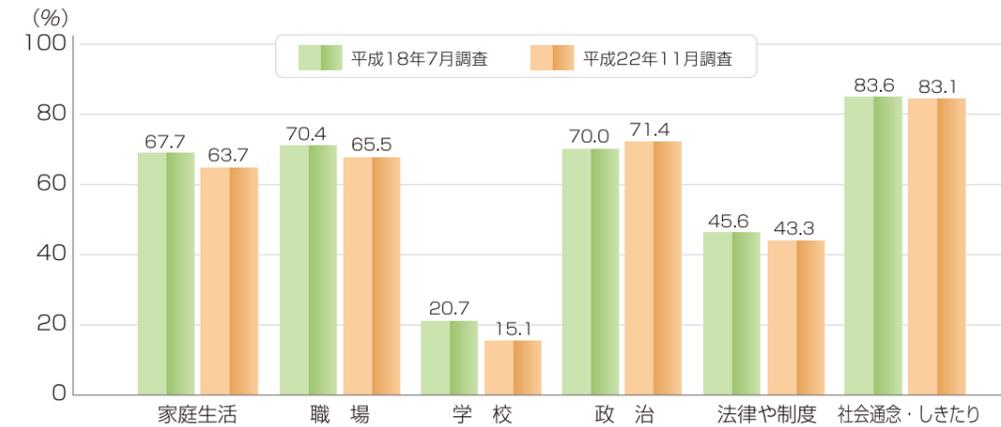
これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、人々の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的な役割分担や慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのことが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の広がりや妨げる要因となります。

このような状況の中、本市では、「射水市男女共同参画推進条例」や男女共同参画社会の実現のための基本施策となる「射水市男女共同参画基本計画」に基づき、男女が性別にとらわれず個性と能力を十分に発揮し、ともに社会を支えていくための施策を確実に実施していく必要があります。

意識調査にみる男女の地位平等感（「男性が優遇されている」と感じる比率）



【射水市・女性】



（資料：政策推進課「射水市総合計画策定のための市民意識調査(平成18年7月実施)」、総務課「射水市男女共同参画社会に関する意識調査(平成22年11月実施)」）

【目指す方向】

「射水市男女共同参画基本計画」に基づいて、市、市民、事業者等がそれぞれの責任を果たしながら、連携・協力して、男女共同参画意識の醸成を図り、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

【施策の内容】

第1 男女共同参画意識の普及啓発

男女が互いを認め合い、尊重し合う社会を形成するため、家庭、学校、地域社会等のあらゆる場や機会を通じて啓発を行い、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、地域におけるリーダーの育成を図ります。

- 1 男女共同参画の理解と意識形成
 - (1) 男女共同参画の理解と意識形成の推進
 - (2) 射水市男女共同参画基本計画の普及・実践
- 2 固定的役割分担意識等の慣習にとられない社会の形成
 - (1) 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実
 - (2) 家事・育児への男女協力の推進
 - (3) 男女がともに参画する地域活動の推進

第2 あらゆる分野への女性の多様な能力活用の促進

男女が社会の対等なパートナーとして認識し、特に女性の個性と多様な能力が発揮できる社会の形成に努めます。



放生津小学校 吉倉 朝都

- 1 政策・方針決定への女性の参画推進
 - (1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用の推進
 - (2) 男女の意識啓発や女性の能力発揮のための人材育成の積極的支援
- 2 地域社会・国際社会における男女共同参画の推進
 - (1) 男女がともに参画する地域活動の推進
 - (2) 国際理解・国際交流の推進
- 3 雇用や就労等における男女平等の促進
 - (1) 雇用機会均等の普及促進
 - (2) 男女ともに働きやすい職場環境の整備促進

第3 男女の人権の尊重とDV²⁷防止の推進

配偶者などの親身な関係にある人からの暴力は、重大な人権侵害であるとともに、男女平等の実現の妨げともなっていることから、未然防止のための取組や安心して相談できる体制の整備を推進します。

- 1 男女間における暴力の防止
 - (1) DV防止に向けた教育・啓発活動の推進
 - (2) DV被害者の相談体制の充実及び関係機関との連携強化
 - (3) DVに対する知識を深めるための研修体制の充実



中太閤山小学校 林 海帆



片口小学校 片境 光瑛



²⁷ DV (Domestic Violence/ ドメスティック・バイオレンス)：一般的には恋人や夫婦のような親密な関係にある、または、あった者から振られる暴力

第3章 みんなが思いやりあるまちづくり

第2節 人権尊重社会の推進

【将来の姿】

互いの人権を尊重することにより、健やかに心豊かな人格が生まれ、誰もが平等で明るく、安心して暮らせる社会が形成されています。

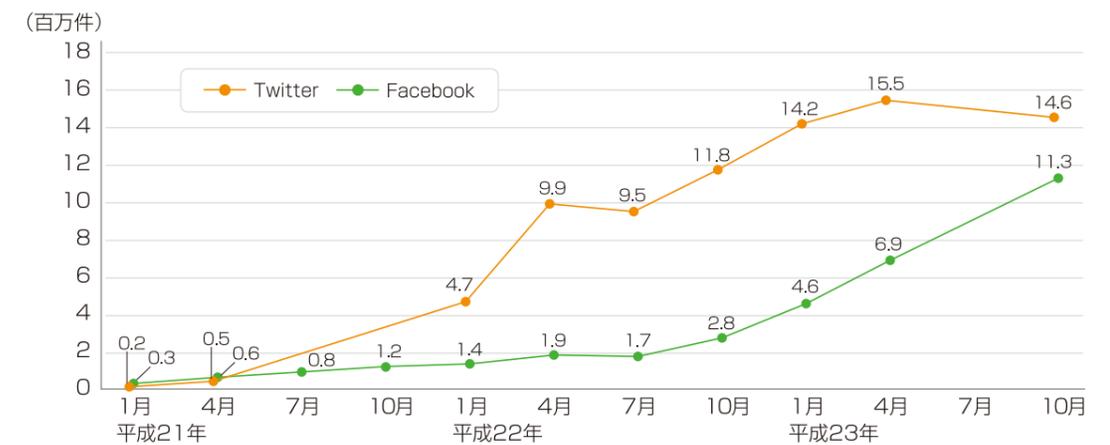
【現況と課題】

人権に関する認識が高まり、人権尊重の考え方が広がりを見せているものの、今もなお様々な問題が存在しています。特に、インターネットを介したSNSが情報の送受信の中心となっている現代社会では、これらを使用した人権問題が深刻になっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、他人への思いやりの心を育むなど、人権尊重の精神を生活の中に生かしていく必要があります。

また、いじめや児童虐待、子どもが被害者となる犯罪等、子どもを取り巻く状況の背景として、子どもが生まれながらに有している人間としての権利が尊重されていないことが挙げられることから、次代を担う子どもの権利が尊重される社会を実現していく必要があります。

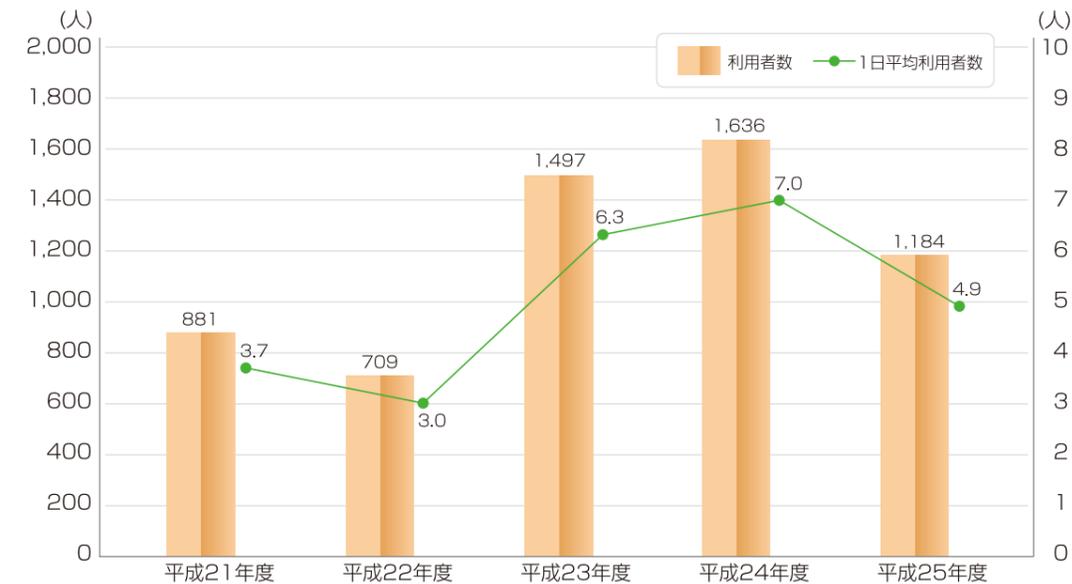
ソーシャルメディア利用者(アクティブユーザー)数の推移(国内)



(資料：総務省「情報通信白書(平成24年版)」)

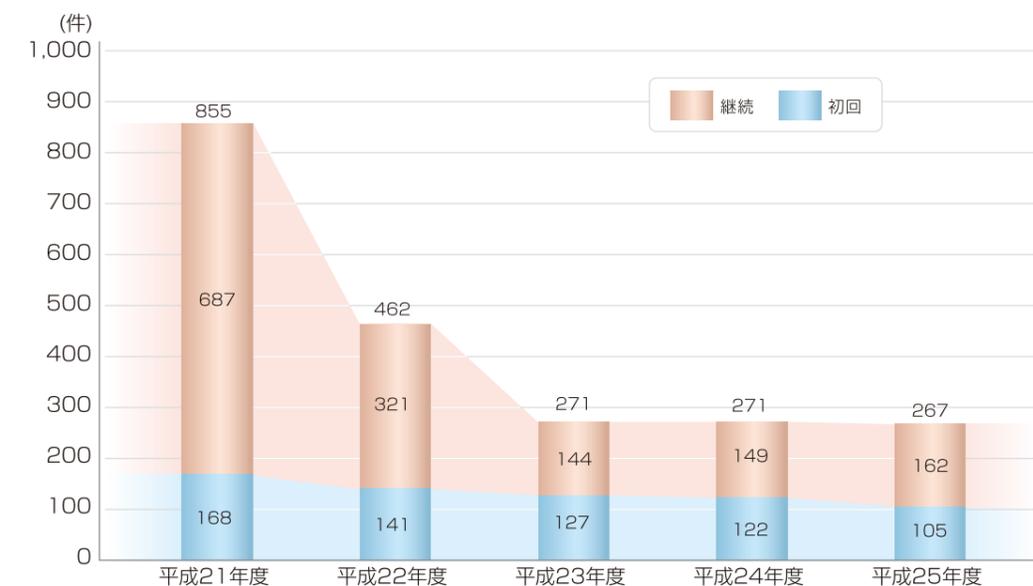


子どもの権利支援センター利用状況



(資料：子育て支援課)

子どもの悩み総合相談室の利用状況



(資料：子育て支援課)

【目指す方向】

人権の意義やその重要性が社会規範として身につく、日常生活においても人権への配慮が態度や行動に自然に表れるような人権意識の高揚に努めます。また、「射水市子ども条例」に基づき、子どもの権利について理解・尊重され、家庭、地域、企業、行政が一体となった子どもが安心して育つことのできる環境づくりに取り組みます。

【施策の内容】

第1 人権尊重社会のための活動の推進

人権尊重の理念を普及啓発する活動や人権教育を推進するとともに、人権相談体制の充実を図ります。

- 1 人権尊重の普及啓発
 - (1) 人権尊重の必要性を考える講演会、研修会の充実
 - (2) 学校教育や社会教育における人権教育の充実
- 2 人権擁護体制の充実
 - (1) 教育・福祉関係機関との連携による人権相談体制の充実
 - (2) 児童や障がい者、高齢者、外国人等の権利擁護対策の充実

第2 子どもの権利尊重社会の推進

大人と同様に、子ども一人一人の人間として尊重し、子どもの幸せを考え、健やかな成長を育むために必要な子どもの権利に関する啓発及び擁護活動を推進します。

- 1 子どもの権利に関する啓発活動の推進
 - (1) 啓発パンフレット等による啓発の推進
 - (2) 学校、幼稚園、保育園や家庭における子どもの権利についての学習機会の充実
- 2 子どもの権利支援センター事業の推進
 - (1) 子どもが安心して過ごすことのできる居場所の提供の充実
 - (2) 子どもの権利侵害に対する相談体制の充実

